

第6章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 実現化方策の基本的考え方

本マスタープランは、将来のまちづくりの基本方針を明確にすることを目的とし、策定したものです。今後は、本マスタープランに基づき、都市計画の決定・変更、各種事業の検討や実施など、具体的に進めていきます。

また、地域別構想については、実現化方策において示された方針や施策・事業等を、それぞれの地域ごとに定めた、「地域整備の方針」に基づいて展開していくとともに、地域住民の発想や取組を積極的に取り入れることで、地域整備の基本方針の実現を図ります。

その実現においては、上位計画である高梁市総合計画・高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と連携・調整を図りつつ、進めていきます。

そのため、今後のまちづくりは、市内部における総合的な連携や国・県・隣接都市との連携強化はもとより、市民等との協働により進めていきます。

2 市民等との協働によるまちづくりの推進

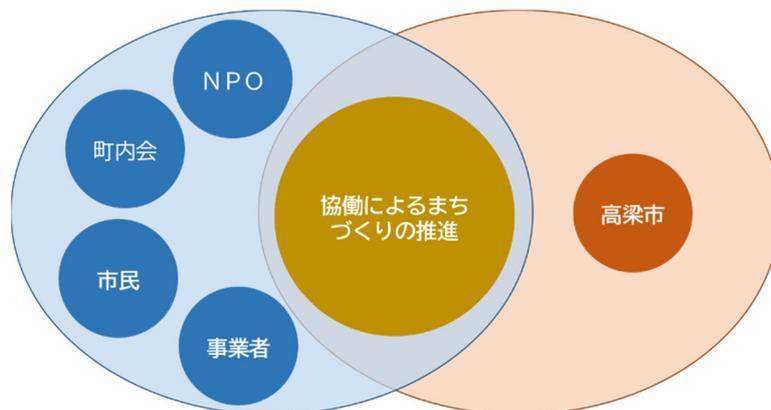
(1) 都市計画マスタープラン等の市民への周知

本マスタープランを今後の都市計画やまちづくり全般の指針として理解・活用してもらうため、市役所等で常時閲覧できるようにします。また、パンフレットの配布や市のホームページへの掲載など、積極的に情報発信して、計画内容の周知を行っていきます。

(2) 市民等と行政との連携・協働体制の強化

まちづくりの主体は市民や事業者等であり、まちづくりにあたって活用すべき地域資源の中心となるのは人的資源です。本市のまちづくりの計画的実現のためには、市民や事業者等の理解と協力が欠かせません。

そのため、まちづくりのあらゆる分野で、市民や事業者等と行政がともに支え合い協力し合うことができる、市民参加や官民連携の仕組みを構築するとともに、連携・協働体制の強化を図ります。



(3) 市民等のまちづくり参加機会の創出

今後は、個別のまちづくりの検討や具体的事業展開において、市民が主体的に参加できる機会の確保に努めていきます。

また、本市の各地域・地区の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業者等による主体的な取組である「エリアマネジメント」を進めていきます。

3 まちづくりの実現に向けた制度等の活用

(1) 都市計画に関する制度の活用

都市施設の都市計画決定や変更、土地利用計画制度、景観まちづくりなどの制度を活用し、まちづくりを進めます。

またコンパクトで持続可能なまちづくりに向けて、高梁市立地適正化計画の推進を図ります。

(2) 補助事業等の活用

都市計画法に基づく補助事業を活用して面的整備や道路・公園等の整備・改修を進めるなど、国や県の補助制度等をできる限り活用し、実現可能な整備手法を検討します。

(3) 整備コスト縮減と適切な管理手法の導入

事業の計画や設計等の見直し、新技術の活用、ライフサイクルコストの低減、工事情報の電子化の推進等により、公共工事コストの一層の縮減を図ります。

また、都市施設の管理に当たっては、長寿命化を図りつつ、安全・快適に利用できるよう、民間委託やPFI等の官民連携による適切な管理手法を検討し、効率的な維持管理を進めます。

4 都市計画マスタープランの実現に向けて

(1) 国・県・隣接都市との連携強化

まちづくりを実行・実現していくためには、本市が主体性を発揮していくことが重要ですが、各種制度の創設や事業の執行、財政面での限界があります。このため、総合的なまちづくりを進めるためには、国・県・隣接都市との連携・協力が不可欠であるため、各種援助・協力を要請していきます。

(2) 行政組織体制の充実

まちづくりを進めていく上での様々な課題に対処し、総合的にまちづくりを進めていくためには、都市計画の分野だけではなく、農林・商工・健康福祉などの他分野も総合的に関わっていく必要があります。そのため行政内部において、横断的な取組ができる組織体制の構築・充実に努めます。

(3) 効率的、重点的なまちづくり

近年の厳しい財政状況や、公共事業全般に関わる構造改革の流れなどにより、これまで以上に、効率的かつ重点的な事業推進が求められています。そのため、市民・地域のニーズの把握、費用対効果の検証などを行い、新型コロナウイルス感染症対策といった今までは予想しえない社会情勢を踏まえつつ、今後の行政運営の点から見た事業の優先度に応じた効率的かつ重点的なまちづくりを進めていきます。

(4) 都市計画の決定・変更

本マスタープランの内容には、実現に向けて都市計画の決定や変更が必要なものがあります。これらについては、個別の計画の熟度や市民意識などを踏まえながら、適切に対応していきます

(5) 未来革新技術の活用

本市では、未来革新技術の活用を高梁市総合計画 2021-2030 の横断的政策と位置づけています。都市計画分野においても、地域課題の解決や地域の魅力向上に向けて、ワーケーションや公共交通機関の自動運転等の未来革新技術の活用を図ります。

5 都市計画マスタープランの見直し

本マスタープランは、高梁市立地適正化計画と同じ年次、令和 22 年（2040 年）を目標年次にしてはいますが、上位計画等との整合を図るため、概ね 10 年後を中間年次とし、概ね 5 年ごとに検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上位・関連計画の改定や、社会経済状況の大きな変化などが生じた場合には、計画全体の見直しも検討することとします。

こうした場合にも、市民参加に積極的に取り組みながら見直しを行います。